

〔研究ノート〕

関東軍による在満鉄道の軍事支配に関連して —「満洲國産業政策ト満鐵運営ノ連繫緊密化促進ニ關スル件」の紹介

兒嶋俊郎

（長岡大学教授）

はじめに

ここで紹介する資料は中国の遼寧省档案馆が所蔵する、「満洲國産業政策ト満鐵運営ノ連繫緊密化促進ニ關スル件」という資料である¹。1938年11月19日にまとめられたこの資料は、満洲国線²の満鉄への経営委託が軍に強い鉄道への管理権限を認めたものだったことを示している。以下にその内容を紹介して参考に供したい³。

1 満洲国線の満鉄への経営委託

まず簡単に満洲国線の満鉄への経営委託の経緯と意義を紹介する⁴。柳条湖事件に伴う軍事活動によって、関東軍は在満の諸鉄道を事実上管理下に置いた。この鉄道に対する管理権を満洲国成立後においても維持するためにとられた措置が満洲国線の満鉄への経営委託である（以下に見る通り本資料の認識もこの通りである）。

満洲国が1932年3月1日建国を宣言すると⁵、3月10日には本庄関東軍司令官と内田満鉄総裁の間で「鐵道港湾河川ノ委託経営並新設等ニ關スル協定案」が作成される。この案は日本側関係諸機関との協議を経て、4月19日に「鐵道港湾河川ノ委託経営並新設ニ關スル協定及第十条ニ關スル協定」として締結される。この協定は関東軍司令官が、満洲國の鐵道、港湾、水運等の経営を満鉄に委託する、という内容である。

その後8月7日には本庄関東軍司令官と鄭満洲国國務総理の間で「満洲国政府ノ鐵道、港湾、水路、航空路等ノ管理並線路ノ敷設管理ニ關スル協約」が結ばれる。これは満洲国政府がその管理下にある鐵道と水運、港湾等の管理を関東軍に委託するという内容であった。この協約の目的は、関東軍が軍事活動の過程で事実上管理下に置いていた鐵道やその関連施設の管理権を、満洲国政府から「正式」に継承したという形式を整えることだった。

ここに時間的には前後するものの、満洲国が関東軍に在満諸鐵道と水運、港湾等の管理を委託し、その上で関東

¹ 遼寧省档案馆所蔵 10頁のタイプ印刷の資料である。請求記号は、交通1047

なお档案馆利用にあたって権芳敏氏（遼寧省档案馆副研究館員）の御助力を賜った。ここに記して謝意を表したい。

また満州、満洲国といった用語には「」を付すべきであるが煩雑になるため省略した。

² 満洲国線とは満洲国国有鐵道の略称である。これに対して満鉄本来の路線を社線とよんでいる。

³ 本資料は科研費：課題番号20401025「戦時期南満洲鐵道沿線の社会変容に関する資料調査研究」による、2012年2月28日～3月5日までの瀋陽市での資料調査の成果である。本来ならば、『環東アジア研究センター年報』第7号に掲載予定の「在満鐵道に対する軍事的支配をめぐる葛藤－満洲国線の満鉄への経営委託をめぐる－」に、本資料を組み込むべきであるが、時間的に困難であったため、別に資料紹介として報告することとした。

⁴ 詳細は注2の拙稿「在満鐵道に対する軍事的支配をめぐる葛藤－満洲国線の満鉄への経営委託をめぐる－」を参照されたい。

⁵ 1932年3月1日に「満洲國建国宣言」を發布した。同時に、布告一（国号を満洲国に決定）、布告二（年号を大同に決定）、布告三（国旗に関する決定）を公表。さらに3月9日に「満洲國執政宣言」を公表するとともに、同日執政令を發して、教令一号から一四号までを公布し、政府組織法（教令一号）、參議府官制（教令四号）、國務院官制（教令五号）、國務院各部官制（教令六号）他を公布して、中央政府、地方組織等を規定した（その後も組織整備に関連する教令の公布が続く）。さらに3月12日には、「對外通告」が行われ、イギリス、アメリカ、日本、フランス等に対して、「奉天吉林黑龍江熱河東省特別区蒙古各旗盟等」が独立し中華民國から「分離」したと通告した。以上は「満洲國政府広報」第1号（1932年4月1日）による。

軍がこれら鉄道等の経営を満鉄に委託したという形式が整えられた⁶。そして1933年2月9日、満洲国の中国人要人を説得して締結したのが「満洲國鉄道借款及委託経営契約」である⁷。この契約では満洲国が満鉄に満洲国線の経営等を委託した内容になっている。対外的にはこの最後の「契約」のみが対外的に公表された。

これら一連の過程を通じて、関東軍は事実上管理下に置いていた鉄道に対する影響力を、満洲国成立以降も対外的には表面化しにくい形式で維持し続けることが可能になった。拙稿「在満鉄道に対する軍事的支配をめぐる葛藤－満洲国線の満鉄への経営委託をめぐる－」は、この点の論証を試みたものである。以下の資料は経営委託後において、満鉄が関東軍の強い統制下にあったことを、満鉄自身が整理した資料である。以下2において全文を紹介する。

（なお経営委託関係文書の一覧を図表1として末尾にあげておくので参照されたい）

2 資料「満洲國産業政策ト満鐵運営ノ連繫緊密化促進ニ関スル件」全文

以下資料中の重要と考えられる部分を指摘しつつ、資料の構成にしたがって紹介する。なお資料に引かれた下線は兒嶋によるものである。

（1）何のための資料か

資料冒頭を書き出しの部分である。下線部を見ていただくとわかるように、産業開発五ヶ年計画などと交通部門の整合性をとるため、また日中戦争の展開に対応するため、満洲国と満鉄の連携が必要になったため「交通協議会」の設置が必要になった。本資料は同会設置に関する資料としてまとめられたものである。

「寫 安盛調査役

京業一、三八第五號一ノ五七

昭和一三年十一月一九日

新京支社次長

企畫委員會幹事長殿

満洲國産業政策ト満鐵運営ノ連繫緊密化促進ニ関スル件

首題ニ關シ裏ニ企畫委員會満鐵経営問題研究分科会ニ於テ新京支社ニ研究ヲ委ネラレタルトコロ別紙第一號ノ主旨ニ依リ満洲國ニハ交通行政ニ関スル何等ノ権限モ無之モ産業五ヶ年計畫ヲ始メ總動員計畫ノ樹立等満洲國産業政策ト満鐵運営ト特ニ緊密ナル連繫ヲ保チ日本大陸制作ノ進展ニ向フヘキ必要緊迫セルニ就キテハ別紙第二號ノ交通協議会ヲ設置スルコト適當ナリト思料セラル

（2）満洲国の鉄道等交通関係は誰が統制していたのか

一「協約⁸、協定及契約所定關係ノ概説」の1では「満洲國政府ハ之等交通機關ニ付後述スルカ如キ極メテ廣汎ナル管理ヲ軍ニ委託シテイルノテアル」と述べて、交通に関する管理権が関東軍にあったことを明記されている。3では「則チ満洲國鐵道等ノ管理經營關係ノ本筋ハ満洲國政府ヨリ軍へ、軍ヨリ満鐵ヘトノ経路ヲ本筋トスルコト

⁶ 但しこれらの取り決めが合法性があるか否かに関しては関東軍・満鉄内でも議論があった。この点は前掲「在満鉄道に対する軍事的支配をめぐる葛藤－満洲国線の満鉄への経営委託をめぐる－」の注14を参照していただきたい。

⁷ この説得の経緯に関しては兒嶋俊郎「在満諸鉄道に対する軍事的支配をめぐる葛藤（中）」（『長岡大学 研究論叢』第6号 2008年7月）、及び波多野澄夫「満洲国建国前後の鉄道問題」（『軍事史学』12巻 1976年9月）を参照されたい。

⁸ 「協約」は1932年8月7日に関東軍と満洲国の間で締結された「満洲国政府ノ鉄道、港湾、水路、航空路等ノ管理並線路ノ敷設管理ニ關スル協約」を、「協定」は1932年4月19日に関東軍と満鉄間で締結された「鉄道港湾河川ノ委託経営並新設ニ關スル協定及第十条ニ関スル協定」を、そして「契約」は1933年2月9日、満洲國ト満鐵間ニ締結された「満洲國鐵道借款及委託経営契約」を指す。時間的前後関係及び関係文書については図表1参照のこと。

ハ謂フ迄モナイ」と述べているが、これは経営委託の論理的プロセスを整理したものである。また2では関東軍から満鉄に満州国線の経営を委託することが、満洲国から関東軍に鉄道等の管理権を委譲することに時間的に先行したことを取り上げているが、「事実上満州事變當初ノ準軍事占領關係ニ基キ軍カ之等交通機関ヲ管理シテイタノテアルカラ問題トハナラナイ」と片付けてしまっている。また4では協約、協定、契約の三種の文書が一体の関係にあるとしていた。しかしながら対外的に公表されたのは満洲国の満鉄に対する満州国線の経営委託契約のみであった。この資料が考える委託経営の「正当性」は、あくまでも、関東軍－陸軍、満鉄、そして日本内地政府関係者の間で了解された論理に基づいていた。

「満洲國鐵道等ノ管理經營關係ニ就テ⁹

一 協約、協定及契約所定關係ノ概説

- 1 協約ハ第一条ニ『甲（満洲国政府）ハ鐵道、港湾、水路（……付帯事業ヲ含ム）……ノ管理竝……線路ノ敷設管理ヲ乙（軍）ニ委託スルモノトス』、第二錠ニ『乙ハ法令竝本協定ノ定ルコロニヨリ依リ鐵道、港湾、水路、航空路等ノ管理ヲ爲スモノトス』ト定メテ 満洲國政府ハ之等交通機関ニ付後述スルカ如キ極メテ廣汎ナル管理ヲ軍ニ委託シテイルノテアル
- 2 協定ハ前述セル軍ノ管理權能ニ基キ軍ノ管理セル鐵道、港湾及河川（水路）ノ經營ヲ滿鐵ニ委託シテ居ルノテアル
茲ニ一應考慮スヘキハ協定カ昭和七年四月九日付締結セラレタルモノナルニ協約カ同年八月七日付締結タルコトテアルカ協約締結前ニ於イテハ事実上満州事變當初ノ準軍事占領關係ニ基キ軍カ之等交通機関ヲ管理シテイタノテアルカラ問題トハナラナイ
- 3 協約附属協定ニ『満洲国政府ハ南満洲鐵道株式会社トノ間ニ鐵道、港湾、水路等ノ委託經營竝線路ノ敷設ニ關シ別ニ契約ヲ締結スルモノトス』トアリ 協約第六条及協定第九条ニ満洲國政府ト滿鐵トノ間ニ之等ニ關スル借款担保契約ヲ締結スルモノトス定ラレタルニ基キ契約ハ 如斯借款及委託經營ノ關係ヲ滿洲國政府及滿鐵間ニ規制シタルモノテアルカ 蓋シ其實質ハ借款担保關係ノ部部ニ就キテハ協約及協定ノ細目ノ附從契約タルヘキモ 委託經營關係ノ部分ニ就キテハ 寧口假裝契約ト謂フヘキモノテアルコトハ詳論ヲ要シナイト思ハレル 則チ満洲國鐵道等ノ管理經營關係ノ本筋ハ満洲國政府ヨリ軍ヘ、軍ヨリ滿鐵ヘトノ経路ヲ本筋トスルコトハ謂フ迄モナイ
- 4 叙上ニ依リ明カナル如ク協約、協定及契約ハ各別ニ獨立シテ考慮スヘキ三箇ノ關係ニアラスシテ實ハ一箇ノ三面關係ヲ規定スルモノテアッテ 其關係ノ實質ハ満洲國政府ヲ受益者トシ、軍ヲ委託者トシ、滿鐵ヲ受託者トスルノ第三者ノ利益ノ為ニスル信託關係トミルヘキテアル」

(3) 軍の管理権はどこまで及ぶと満鉄は考えていたのか

二「軍ノ管理權ノ内容及範圍」ではまず1「軍事上ノ管理權」で、その範囲は「結局軍政軍令權ノ範圍内タルヘキテアルト思ハレル」と、軍の判断によるとの考えを示した。その上で「此關係ハ社線ニ就キ又同様テアル」として、委託経営の対象ではない社線に関しても、軍事上の管理権は及ぶと認識していた¹⁰。

⁹ 資料には明記されていないが別紙第一号に当たると思われる。

¹⁰ 陸軍における鉄道専門家であった河村弁治は、満州事変以後は関東軍司令官が満州国線を監督下に置くとともに、社線に対しても「指示権」が認められたと述べている。（「自昭和十四年至十七年 満州における鉄道整備」による。なお本資料は兒嶋が、『長岡大学 生涯学習研究年報』第1号、2007年、で紹介している。）

また2「行政上ノ管理権」では、まず「殊ニ協約第三条及第四条ニ依リ満洲國政府ハ交通ニ関スル重要ナル法令ノ整理、制定及改廃並鐵道敷設ノ免許ニ就テハ豫軍ノ了解ヲ受クヘキコトト定メラレタルヲ以テ 鐵道、港湾及水路等ノ交通行政権ハ殆ト全く其班以内ニ含マレテイル」と述べて、鉄道等に関する管理権が関東軍にあることを明確にしている。

ただその上で、これら管理権が改めて関東軍から満鉄に—委託経営という形で—うつされているので、関東軍には「経営ニ関スル指揮監督」が残されるにとどまる、というように述べている。しかし国線に一応限定されるとはいえ満鉄の経営に関する指揮監督権が関東軍にあるということは重要な事実だといわなければならない¹¹。すなわち「軍ニ留保サレタル軍ノ管理権能ハ協定第三条乃至第七条等ニ定ル満鐵ノ経営ニ關スル指揮監督ニスキサル」と述べているところがそれである。

また軍の指揮監督権が恣意的に運用されてはならないという指摘も見られる。「而シテ指揮ノ範圍ハ軍ノ恣意ニ委ネラレタルモノニ非サルコトハ謂フ迄モナク 満鐵ノ委託経営ヲ繼續スル義務履行ヲ確保シ 且最満洲國ノ公益ニ即シ而モ企業ノ基礎ヲ危ウカラシメサルカ如キ経営ヲ爲サシムルカ為ノモノニシテ」と述べているところがそれである。しかし具体的に法的にここからここまでだ、という形での限定はしておらず、満鉄の経営との両立、満洲国の公益の実現、といった事柄をあげるにとどまっている。

「二 軍ノ管理権ノ内容及範圍

1 軍事上ノ管理権

日滿共同国防上ノ特殊關係ニ基ク軍事上ノ管理権ニ就テハ多言ヲ要セサルヘク其内容ハ協定第十二条ニモ定ムルカ如キ「軍事上ノ必須ナル指示」ヲ爲ス権能テアツテ其範圍ニ就テハ結局軍政軍令權ノ範圍内タルヘキテアルト思ハレル

此關係ハ社線ニ就キ又同様テアル

2 行政上ノ管理権

行政上ノ管理権ノ淵源カ満州事變當初ニ於イテハ準軍事占領關係ニ基ク非常大權ニ據ルモノテアリ〇テ契約ニヨリ正文化サレ恒久化サレタルモノテアルコトハ前述セル通りテアルカ 其内容ハ極メテ広範ナルモノテアツテ其内容ハ營造物管理者トシテ營造物管理規則ヲ制定シ營造物利用者ニ對スル課金乃至秩序罰ヲ誅スル權能等一般ノ企業管理者ノ有スヘキ全權能タルヘク 殊ニ協約第三条及第四条ニ依リ満洲國政府ハ交通ニ関スル重要ナル法令ノ整理、制定及改廃並鐵道敷設ノ免許ニ就テハ豫軍ノ了解ヲ受クヘキコトト定メラレタルヲ以テ 鐵道、港湾及水路等ノ交通行政権ハ殆ト全く其班以内ニ含マレテイルノテアツテ 茲ニ大ナル制約トモイフヘキハ之等ノ管理カ必ス受益者タル満洲國政府ノ利益ノ為ニ爲サルヘキコトテアル

尤モ右ノ中營造物管理者トシテノ諸權能ノ大部分ハ更メテ満鐵ニ委託サレタルカ為ニ 其範圍ニ於イテ軍ニ留保サレタル軍ノ管理権能ハ協定第三条乃至第七条等ニ定ル満鐵ノ経営ニ關スル指揮監督ニスキサルニ至レリ 而シテ指揮ノ範圍ハ軍ノ恣意ニ委ネラレタルモノニ非サルコトハ謂フ迄モナク満鐵ノ委託経営ヲ繼續スル義務履行ヲ確保シ且最満洲國ノ公益ニ即シ而モ企業ノ基礎ヲ危ウカラシメサルカ如キ経営ヲ爲サシムルカ為ノモノニシテ 監督ノ權能ト柜表裏シ満洲國政府ノ利益ニ適合シタル合理的經營ヲ完カラシムルカ為ノモノタルヘキハ信託ノ原理ヨリ見タルモ又其基準タル協定ニ基ク軍ノ指令ノ内容ニ徴スルモ明瞭テアル」

¹¹ なおここでの経営に関する指揮監督の範囲は、満洲国線の経営委託に伴う国線を対象にするものと考えられる。その理由はここで取り上げられている協定は、関東軍が満鉄に満洲国線の経営委託を行った際の取り決めであり、関東軍の満鉄に対する「指揮監督」は、「鐵道港湾河川ノ經營ニ關シ」行われるとし（協定第三条）、その対象となる鉄道は協定に付されている附表第一によるとされるが、そこに含まれるのは、四洮線、洮昂線、濟克線、呼海線、吉長線、吉敦線、吉会線、瀋海線、奉山線、打通線及後に建設を予定する路線であり、いずれにせよ満鉄社線を含まないためである。

（4）満洲國政府には何が残されていたのか—そして関東軍の権限

この点をはっきりしている。「満洲國政府ニ事実上何等ノ交通行政權能モ殘サレテイナイコトハ前述セルトコロヨリ明ラカ」¹²なのである。

ここで興味深いのは「協約及同附属協定ノ了解事項第四条ニ『協約及其附属協定ニ基キ政府ト満鉄間ニ締結スル契約ニヨリテ生スル甲（満洲國政府）ニ属スル監督其ノ他一切ノ事項ハ軍ニ於イテ之ヲ代行スルモノトス』¹³ト定メタル」として、満洲國政府と満鉄間に生じる監督上の問題は全て関東軍が所管する、としていたという点である。要するに、交通行政上の問題に関する最終的な監督権は関東軍が持っていたというに等しく、満洲國に権限がないことはもちろん、満鉄も幅広く関東軍の監督下に置かれていたとみるほかはないであろう。

「三 満洲國政府ノ交通行政權ノ限界

- 1 信託ノ原理ヨリスルモ亦協約及協定ノ諸条項ヨリスルモ鐵道、港湾、水路等從テ満鐵ノ委託經營ニ属スル事項ニ關シテハ満洲國政府ニ事実上何等ノ交通行政權能モ殘サレテイナイコトハ前述セルトコロヨリ明ラカテアル

協約及同附属協定ノ了解事項第四条ニ「協約及其附属協定ニ基キ政府ト満鉄間ニ締結スル契約ニヨリテ生スル甲（満洲國政府）ニ属スル監督其ノ他一切ノ事項ハ軍ニ於イテ之ヲ代行スルモノトス」ト定メタルハ實質上満洲國ハ受益者ニシテ委託者ハ単ナル一ノ三面關係ナルニ拘ラス形式上所謂契約ニ於テ満洲國政府ト満鐵トノ間ニ満洲國政府ヲ委託者トスル如キ假裝契約ヲ設ケタルヲ以テ特ニ其假裝契約ニ止マリ夫レニ依リ委託者トシテノ監督權能等カ實質上満洲國政府ニハ生セサルコトヲ明ラカニシタモノテアル

- 2 満洲國鐵道等ノ管理經營關係ハ前述セルカ如ク實質上三者ノ利益ノ為ニスル信託ナリトスルモ信託ノ契約型式ヲ取ラサリシ為ニ満洲國政府ニ尚幾多ノ手續的措置ノ必要カ殘サレテ居ル 但シ關係法令ノ制定改廢テサヘ之ヲ軍ニ事前了解ヲ受クヘキコトト定メラレテ居ルノテアルカラ之等満洲國政府ニ殘サレタル諸事項カ形式的ナル手續的處置ニ止トマル事ハ多言ヲ要シナイト思ハレル」

（5）「交通協議会」について—「方針」と「要綱」

ここでは交通協議会設置の目的と基本的な組織が規定されている。交通協議会は関東軍参謀長を会長とし、会長の委嘱によってメンバーが決められている。この協議会自体が関東軍の下におかれていたのである。

「交通協議会設置ニ關スル件案

方針

満洲國国有鐵道ノ經營ニ關シテハ関東軍司令官ノ指揮監督下ニアルモ交通ト産業トノ不可分性ニ鑑ミ現下戰時體制ニ即應シ總合国力ノ擴充ヲ圖ル為交通部門担当者タル満鐵ハ関東軍司令官指導ノ下ニ産業部門擔當者タル満洲國政府ト相互協調シ緊密ナル連絡保持ニ努ルモノトス

要綱

- 一 交通協議会ハ関東軍司令官ノ監督ニ属シ交通及交通運営ニ關連ヲ有スル産業其ノ他ノ關係事項ニ就キ其諮問ニ應シ之ヲ調査審議シ或ハ意見ヲ具申シ又ハ諸般ノ報告ヲ爲ス
- 二 會長ハ関東軍参謀長ヲ以テ之ニ充テ會長ノ委嘱ニ依リ委員、幹事長及幹事若干名ヲ置ク會長ハ必要アル場合

¹² 満洲國政府から満鉄への経営委託契約の調印にあたって、丁鑑修交通部総長が強く抵抗した一つの理由がこの点であった。詳しくは、前掲「在満諸鐵道に対する軍事的支配をめぐる葛藤（中）」を参照されたい。

¹³ ここで挙げられている「協約及同附属協定ノ了解事項第四条」は筆者未見である。

臨時委員ヲ置クコトヲ得

委員、幹事長及幹事ハ別ニ之ヲ定ム

三 特別ノ事項ヲ審議スル為必要アル時ハ分科会ヲ置クコトヲ得

分科会ノ設置及廃合ハ会長之ヲ定ム

備考 国線ト社線トノ運営上ノ不可釐性ニ鑑ミ社線ハ国線ニ準シ之ヲ取扱フモノトシ 從テ関東局側ニ委員及幹事各一名ヲ委嘱スルモノトス」

（6）「交通協議会」諮問事項その他

以下では交通協議会への諮問事項等が列挙される。これを見ると満鉄が担当する新線建設や改良工事など、広範な事業が挙げられ、しかもそれらが関東軍の許可を受ける必要のあるものであることが分かる。また総動員物資の輸送や愛路関係の事項等、この時期深刻化する課題が挙げられており、関係者間の調整を図る必要があったことを確認できる。

「交通協議会諮問事項

諮問時効ハ概ネ左ノ如シ 但シ比較的輕微ニシテ且緊急ヲ要スル事項ハ會長ノ許可ヲ受ケ幹事長ニ於テ関係委員ニ協議シテ之ヲ處理スルコトヲ得

第一 満鉄關係

- 一 新線建設計畫並港湾建設及整備計畫
- 二 鐵道及港湾ノ重要ナル改良計畫
- 三 国营自動車路線ノ決定
- 四 民営自動車路線及施設鐵道ノ買収
- 五 重要ナル運賃料金ノ制定又ハ改廢
- 六 日滿及滿支間航路統制ニ關スル事項
- 七 總動員物資ノ輸送
- 八 愛路工作ニ關スル重要事項
- 九 滿洲國産業開發ニ關連スル滿鐵附業關係重要事項
- 一〇 其他前各號ニ準スル事項

第二 滿洲国政府關係

- 一 鐵道警備總隊ニ關スル重要事項
- 二 施設鐵道ノ特許及補助
- 三 民営自動車路線ノ決定
- 四 民営自動車統合
- 五 鐵道、港湾、水運及国营自動車ノ運営に重要ナル關連ヲ有スル關係法ノ制定又ハ改廢
- 六 五箇年計畫其他産業開發關係事項中鐵道港湾水運等ノ建設、改良又ハ運営ニ重要ナル關連ヲ有スル事項
- 七 愛路工作及滿鐵カ行フ産業施設ニ重要ナル關連ヲ有スル事項
- 八 其他前各號ニ準スル事項」

「交通協議会意見具申又ハ報告事項」

「交通協議会意見具申又ハ報告事項

一 諮問事項ニ関スル事項

備考 左記各號ハ爾今本委員会ニ於イテ審議ス

- 一 輸送量調査委員会
- 二 港湾整備委員会
- 三 鴨緑江河口整備調査関係事項

さいごに

以上「満洲國産業政策ト満鐵運営ノ連繫緊密化促進ニ關スル件」の全文を紹介した。この資料から明らかに、満鐵が関東軍の広範な指揮監督権を認めていたことを確認できる。この交通協議会なるものの実際の活動、関東軍、あるいは陸軍の側からの位置づけ、評価といったところが今後は検討されるべき課題となるであろう。

図表1 満鐵への経営委託関係文書一覧

日時	資料名	文書署名者等
1932.3.10	溥儀執政発本庄関東軍司令官宛書簡	執政溥儀発 本庄関東軍司令官宛
1932.3.12	覚書	本庄関東軍司令官・内田満鐵総裁連名
1932.3.10	鉄道港湾河川ノ委託経営竝新設等ニ關スル協定案	本庄関東軍司令官・内田満鐵総裁連名
1932.4.19	鉄道港湾河川ノ委託経営竝新設ニ關スル協定及第十条ニ關スル協定	本庄関東軍司令官・内田満鐵総裁連名
同日	国軍費用の標準額ニ關スル協定	本庄関東軍司令官・内田満鐵総裁連名
同日	鉄道港湾河川ノ委託経営竝新設ニ關スル指示及協定ニ伴フ覚書	本庄関東軍司令官・内田満鐵総裁連名
1932.5.9	拓務省指令	秦拓務大臣発 内田満鐵総裁宛
1932.5.9	拓務次官通牒	拓務次官発 内田満鐵総裁宛
1932.5.11	吉敦延長線竝羅津港建設及北鮮鉄道委任経営ニ關スル拓務大臣通牒	
1932.5.31 (欠)	経営竝新設等ニ關スル協定ノ解釈ニ關スル覚書 （「借款利子及政府納入金ニ關スル覚書ナリ」）	後宮大佐と村上満鐵鉄道部長
1932.8.7	満洲国政府ノ鉄道、港湾、水路、航空路等ノ管理竝線路ノ敷設管理ニ關スル協約	本庄関東軍司令官・鄭満洲国國務總理
1932.8.7	満洲国政府ノ鉄道、港湾、水路、航空路等ノ管理竝線路ノ敷設管理ニ關スル協約ニ基ク付屬協定	本庄関東軍司令官・鄭満洲国國務總理
1932.9.24	昭和七年九月十五日鉄道根本問題に關シ後宮大佐の説明要領	後宮大佐、山西・村上・十河各理事、羽田、佐藤兩部長、石川経調副委員長岡田参事、石原参事、穂積技師
1933.1.10	昭和七年四月十九日付満洲國鉄道、港湾、河川ノ委託経営竝新設等ニ關スル協定ニ基ク指令 満洲國政府ノ鉄道、港湾、河川ノ委託経営竝新設等ニ關スル協定ニ基ク指令細目 松花江水運事業委託経営ニ關スル指令細目 満洲国政府鐵道ノ建造、借款及委託經營契約ニ關スル指令細目 満洲国鐵道等ノ借款及委託經營合併契約ニ關スル指令細目	武藤関東軍発 林満鐵総裁宛 (上記指令の付録第一) (上記指令の付録第二) (上記指令の付録第三) (上記指令の付録第四)
1933.2.9	満洲国鐵道借款及委託經營契約	林満鐵総裁・丁満洲国交通部長
1933.2.9	松花江水運事業委託經營細目契約	林満鐵総裁・丁満洲国交通部長
1933.2.9	敦化、図們江鐵道外ニ鐵道建造借款及委託經營契約	林満鐵総裁・丁満洲国交通部長
1933.2.9	天図輕便鐵道買取資金貸金契約	林満鐵総裁・丁満洲国交通部長

1933.2.9	満州国鉄道等ノ借款及委託経営合併ニ關スル契約	林満鉄総裁・丁満州国交通部長
1933.2.9	林總裁ト丁鑑修交通部総長トノ往復書簡	林満鉄総裁・丁満州国交通部長
1933.2.9	松花江水運ノ税捐其他ニ關スル覚書	武藤関東軍司令官・鄭國務総理
1933.2.9	天図輕便鉄道及老頭溝煤礦処置ニ關スル件	林總裁・飯田延太郎
1933.2.9	天図輕便鉄道買取ニ關スル覚書	加来美智雄・熙洽・丁鑑修
1933.8.3	北鮮ノ鉄道及羅新施設委託経営ニ關スル根本方針	吉田鮮鉄局長・村上満鉄理事
1933.8.14	第二次線及第三次線建設ニ關スル通牒	小磯関東軍參謀長
1933.9.30	朝鮮国有鐵道一部ノ委託経営契約	宇垣朝鮮総督・林満鉄総裁
1933.9.30	右契約付属協定	宇垣朝鮮総督・林満鉄総裁
1933.12.2	圖們佳木斯鐵道外五鐵道建造借款及委託経営契約	林満鉄総裁・丁満州国交通部長

〔満州国有鐵道初契約等調印の経過及主要契約等〕村上文書 7P-1 より作成）